　1102



一般社団法人　日本原子力学会

標準活動運営委員会規程

平成30年1月31日 第6回理事会改定

（目的）

第１条　本規程は，日本原子力学会組織規程第3条に規定された常置委員会のうち標準活動運営委員会（以下，「本委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　本委員会は，定款第4条に定める規格・規準（標準）の制定および改廃にかかる事業に関与する以下の組織間の運営にかかる事項（予算，事務局体制等）について審議，調整をおこなうとともに，標準事業全般の運営にかかる事項の審議をおこなう。

（１）標準委員会の活動

（２）ISO/TC85国内対策委員会およびJIS策定団体の活動

（組織）

第３条　委員会は，次に掲げるメンバー（委員）をもって組織する。

（１）標準委員会委員長指名　4名程度

（２）学会標準課長

（３）ISOTC85委員長が指名　1名程度

（３）学会開発課長

（４）標準担当理事

（５）会長指名

２　委員会には，委員長，副委員長1名をおく。会計責任者は委員長とする。

第４条　委員会の円滑な運営を図るため，幹事会を置くことができる。委員会の下には，小委員会，WG，タスク等を置くことができる。

（任期）

第５条　任期は1年とし，再任は妨げない。

（委員長）

第６条　委員長は，標準担当理事とする。

２　委員長は，委員会を招集し，会務を総括する。

３　委員長は，議案に関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

（副委員長）

第７条　副委員長は，標準委員長が指名する者とする。

２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故ある時は，その職務を代行する。

（委員）

第９条　委員は，会務を処理する。

（委嘱）

第10条　理事以外の委員は，会長が委嘱する。

（議事）

第11条　委員会の議事は，委員総数の過半数の出席をもって成立する。

２　緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は，別に定めるメール審議により議事することができる。

（代理者）

第12条　第3条の委員のうち，標準委員会委員長指名委員，およびISO/TC85国内対策委員会委員長指名委員に関しては，当該委員が指名する者を代理出席させることができる。

（委員以外の者の出席）

第13条　委員会が必要と認めたときは，委員会に委員以外の者の出席を求め，説明または意見を聴くことができる。

（議事録）

第14条　委員会の議事録は，委員長から指名された者が作成し，議案ならびに議事経過の概要等を記載して，委員会の承認を保存しなければならない。

（理事会への報告）

第15条　委員会の審議事項は，委員長もしくは委員となっている理事が，理事会に報告するものとする。

（改定）

第16条　本規程の改定は，委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

（雑則）

第17条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附則

１ この規程は，理事会承認日から施行する。

２　改定履歴

　①平成26年11月28日　第5回理事会制定

　②平成26年12月25日　理事会メール審議改定

　③平成28年7月28日　第2回理事会改定

　④平成29年11月28日　第5回理事会改定

⑤平成30年1月31日　第6回理事会改定

附則

１　平成26年12月25日改定の規程は，理事会承認日から施行する。

２　平成28年7月28日改定の規程は，平成28年8月1日から施行する。

３　平成29年11月28日改定の規程は，理事会承認日から施行する。

４　平成30年1月31日改定の規程は，理事会承認日から施行する。